資料８

場外車券売場（サテライト）の設置について

競輪事務所

１．経緯

玉東町と天草市に予定されている場外車券売場（サテライト）の設置者から、本市あてに当該サテライトを使用する管理施行者となるよう申し出があった。

● サテライト玉東　【設置者】株式会社 ＭＥＶＩＵＳ（熊本市東区新南部）
代表取締役　森山健
【予定地】熊本県玉名郡玉東町大字稲佐 273-1 他

● サテライト天草　【設置者】株式会社 小川観光（熊本県天草市瀬戸町）
代表取締役　矢野勝代
【予定地】熊本県天草市瀬戸町 4-2 他

２．サテライト設置について

・設置者が地元自治体と地域住民等から同意を得ることが必要
・競輪施行者が当該サテライトを使用する管理施行者になることが必要
・サテライト設置には経済産業大臣の許可が必要

※ 熊本市が管理施行者となっているサテライト
サテライト阿久根（鹿児島県阿久根市）
サテライト熊本新市街（熊本市中央区）
サテライト宇土（熊本県宇土市）
サテライト八代（熊本県八代市）

３．サテライト設置による本市の効果

・新規顧客の獲得と車券購入機会の拡大により、競輪の売上増加に繋がる。
・管理施行者になることで、サテライトの車券売上の一部が市の収入となる。

４．本市の対応

車券売上や収益の向上等が見込まれることから、管理施行者になることについて了承する予定

※今後の流れ

Ｒ２年１２月　熊本市が管理施行者となる旨、サテライト設置者に通知
→　サテライト設置者が国に設置の申請
→　国から設置許可
→　サテライト開設
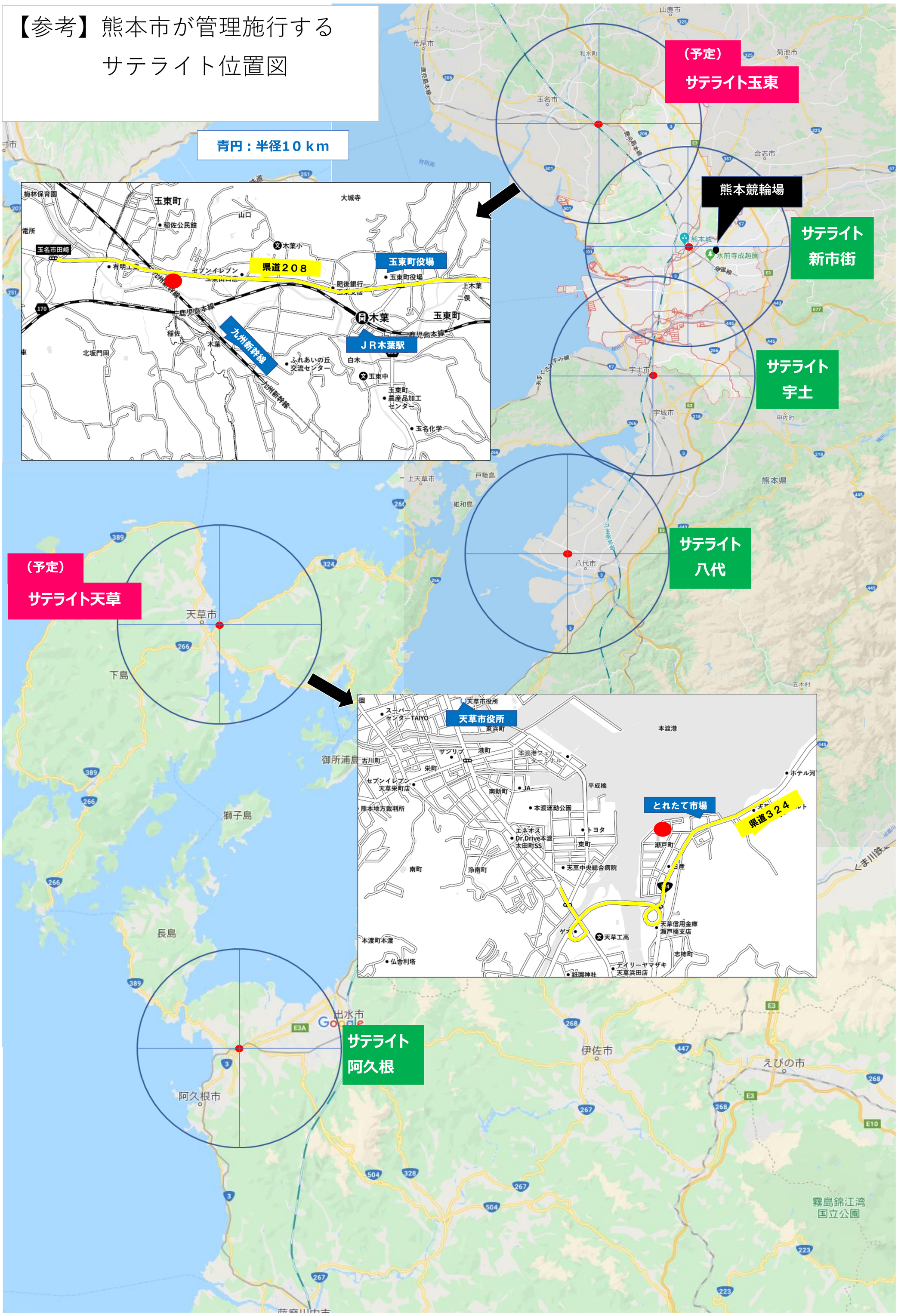
【参考】熊本市が管理施行する サテライト位置図